

湖周行政事務組合ごみ処理施設建設に係る
環境影響評価方法書追補版

(長野県知事意見等を反映して方法書を修正したもの)

平成24年3月

湖周行政事務組合

1 はじめに

「湖周行政事務組合ごみ処理施設建設に係る環境影響評価方法書」については、以下の手続きを経て、事業者へ県知事意見が示されましたが、意見が示される手続きの中で、方法書に対してさまざまな指摘をいただきました。

「方法書追補版」では、それらの指摘の中で方法書自体の修正が必要な点について、これを修正し、公表するものです。

なお、いただいた指摘の中で、方法書の段階で修正を必要とせず、準備書の中で明らかにすべきと考えられる事項については、準備書に反映します。

方法書に対する県知事意見までの手続き

- (1) 方法書について環境保全の見地から意見を有する者からの意見
意見募集期間：平成23年8月29日～平成23年10月12日

- (2) 長野県環境影響評価技術委員会
 - ・平成23年度第2回技術委員会（平成23年10月13日開催） 第1回審議
 - ・平成23年度第4回技術委員会（平成23年11月18日開催） 第2回審議
 - ・平成23年度第5回技術委員会（平成23年12月14日開催） 第3回審議

- (3) 長野県知事意見及び長野県環境部長指摘
ともに平成24年1月20日付けで受領

2 「方法書追補版」の構成

「方法書追補版」は次の構成となっています。

- (1) 環境影響評価方法書追補版における修正箇所一覧…………… (ii)～(iv)

- (2) 修正箇所及び修正内容……………P1～P20

- ・「環境影響評価方法書追補版における修正箇所一覧」では、方法書のページ、修正箇所及び修正内容等についてそれぞれ明記しています。
- ・修正箇所及び修正内容には、右上に「環境影響評価方法書追補版における修正箇所一覧」におけるNo.を記載するとともに、修正箇所を下線にて明示しています。

環境影響評価方法書追補版における修正箇所一覧

No.	区分	追補版のページ	方法書のページ	意見、指摘	意見、指摘内容	追補版における方法書の修正箇所、修正内容
1	1.6.5 事業計画	P1	P7	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ダイオキシン類に関する法規制値及び計画値に誤りがあったため、表1.6.5を修正しました。また、項目の「大気」の表現を「排出ガス」としました。 騒音に関する計画値の見直しを行ったため、表1.6.6の騒音の計画値を修正しました。
2	2.2.2 交通の状況	P2	P25	県関係機関からの指摘	図2.2.2 国道142号バイパス引き出し線位置が異なると思われる。(下諏訪辰野線との交点まで20号バイパス、湖北トンネル以北が142号バイパスと思われる)	図2.2.2について、国道142号バイパスの引き出し線に誤りがあったため、修正しました。
3	2.2.4 環境保全についての配慮が必要な施設の状況	P3 P4	P34 P36	県関係機関からの指摘	<ul style="list-style-type: none"> P34及びP36 表2.2.9と表2.2.10(1)、図2.2.6の関係が、表2.2.10(1)及び図2.2.6では61となっている。 P34 表2.2.10(1) 13番 帝国ピストンリング(株)長野工場 → 帝国ピストンリング(株)長野工場(株)の位置変更) 	<ul style="list-style-type: none"> 表2.2.9の診療所の数に、歯科診療所の数が抜けておりましたので、歯科診療所の数を含めた数に修正しました。 同表の岡谷市内の社会福祉施設の数に誤りがあったため、修正しました。 表2.2.10(1)13番の(株)の位置を修正しました。 図2.2.6の凡例が「○診療所」となっていますが、「○病院及び診療所」と修正しました。
4	2.2.7 環境の保全を目的とした関係法令等による指定、規制等の状況	P5	P50	—	—	ダイオキシン類に関する法規制値に誤りがあったため、表2.2.20のダイオキシン類の排出基準の値を修正しました。
5		P6	P72	県関係機関からの指摘	表2.2.42 土壌に係る基準値について、砒素の濃値基準が記載されていない。 「土壌中濃度(田に限る。)15mg/kg未満」	表2.2.42の砒素の土壌に係る基準値について、「土壌中濃度(田に限る。)15mg/kg未満」を記載しました。
6		P7	P73	県関係機関からの指摘	表2.2.43 森林法に基づく保安林について、半径4kmの範囲内に指定箇所あり。	表2.2.43の森林法の保安林の「事業実施区域及びその周辺」の×を○に修正しました。
7		P7 P8	P73 P76	住民意見、県関係機関からの指摘	<ul style="list-style-type: none"> みどり湖及び勝弦鳥獣保護区の色塗りが落ちているので、加えていただきたい。 鳥獣法に基づく鳥獣保護区特別保護地区について、半径4kmの範囲内に指定箇所あり。 	<ul style="list-style-type: none"> 表2.2.43の鳥獣保護区の特別保護区の「事業実施区域及びその周辺」の×を○に修正しました。 鳥獣保護区の有無、範囲に誤りがあったため、図2.2.12の鳥獣保護区の範囲を修正しました。

No.	区 分	追補版のページ	方法書のページ	意見、指摘	意見、指摘内容	追補版における方法書の修正箇所、修正内容
8	2.3.6 景観・文化財の状況	P9 P10	P117 P119	県関係機関からの指摘	・P117 表2.3.8(1)及びP119 表2.3.8(3) 66 岡屋（おかのや）とあるが、67岡屋遺跡も（おかのやいせき）でよいか。（66岡屋（おかのや）のみ、ふり仮名が表示されている）	67 岡屋遺跡の読みも「おかのやいせき」でありますので、表2.3.8(1)及び表2.3.8(3)に（おかのやいせき）のふり仮名を追加しました。
9	2.3.8 大気質・水質等の状況	P11	P129	県関係機関からの指摘	図2.3.19 表2.3.14では、単位が「mg/m ³ 」となっているため、Y軸の単位を「ppm」から「mg/m ³ 」にしてはどうか。 Y軸の目盛りの小数点以下は4桁必要か。	図2.3.19のY軸の単位は正しくは「mg/m ³ 」ですので、修正しました。また、Y軸の目盛りは小数点以下3桁に修正しました。
10		P12	P130	県関係機関からの指摘	表2.3.15 DXNsの大気環境基準は年平均値に対するものである ので、年4回の測定値と並列に表記せず、年平均値とだけ比較できる表にした方がよいのでは。	表2.3.15の測定結果の行に年平均値の欄を設け、環境基準と比較できるように表のレイアウトを修正しました。
11	3.2.1 大気質	P13	P143	長野県 環境部長 指摘1	大気質の環境基準項目のうち、環境影響評価の項目として選定しないものについては、その理由を記述すること。	大気質の環境基準項目のうち、環境影響評価の項目として選定しないもの及びその理由について、「3.1.2 選定理由（1）大気質」に記述を追加しました。
12		P14	P168	長野県知事 意見5	大気質の1時間値予測において、ブルーム・パフ式で計算した濃度の最大値については、マスコンモデル等で計算した最大値との比較による予測評価を行うこと。	焼却施設の稼働時における大気質の1時間値予測については、マスコンモデルにおける1時間値も参照して予測することとし、表3.2.3(1)に記述を追加しました。
13		P15	P169	長野県知事 意見8	微小粒子状物質の環境影響評価について、可能な調査の実施を検討すること。	微小粒子状物質について、調査事例等を基に簡易的な予測を行なうこととし、表3.2.3(2)に記述しました。
14	3.2.4 低周波音	P16 P17	P180 P181	長野県 環境部長 指摘4	「低周波騒音レベル」を「低周波音圧レベル」に修正し、表現を統一すること。	(1)1)及び(3)2)イ)の記述を修正し、表現を「低周波音圧レベル」に統一しました。
15	3.2.5 悪臭	P18	P185	県関係機関からの指摘	(3)2)イ 悪臭は、現状を大きく悪化させないことで問題が生じないとは思えない。周辺環境への影響度合を予測したうえで、最大限発生を防止できているかが評価基準ではないか。	・2)評価の方法のイ)について、環境保全目標を見直し、「悪臭防止法に基づく規制基準を満足することを前提とし、現状の悪臭の状態を悪化させないこと」と修正しました。 ・最大限発生を防止できているかどうかの評価については、同ページア)に記述したとおりです。

No.	区 分	追補版の ページ	方法書の ページ	意見、指摘	意見、指摘内容	追補版における方法書の修正箇所、修正内容
16	3.2.7 土壌汚染	P19	P192	長野県知事 意見12	土壌汚染については、環境基準を満足させることを前提としながら、現状を悪化させない趣旨の環境保全目標を設定すること。	2)評価の方法のイ) について、環境保全目標を見直し、「環境基準を満足することを前提とし、現状を大きく悪化させないこと」と修正しました。
17	3.2.12 景観 3.2.13 触れ合い活動の場	P20	P206	長野県知事 意見16	やまびこ公園やその周辺が、景観や触れ合い活動の場という観点で重要な場所であることを考慮し、調査頻度や調査内容を見直すとともに、やまびこ公園利用者など多くの人の意見を反映させた予測評価を行うこと。 また、工事中においても、囲い等により景観について配慮すること。	触れ合い活動の場の調査の「分布」及び「主要な触れ合い活動の場」について、やまびこ公園周辺の施設を含め、調査頻度を多くして利用者からの聞き取りを行う等により、できるだけ多くの方の意見を反映した詳細な調査を実施することとし、表3.2.25及び(1)3)の記述を修正しました。 なお、表3.2.25中の騒音、振動、低周波音の章番号に誤りがありましたので、あわせて修正しました。

3)計画値

「廃棄物循環型社会基盤施設整備事業計画」（平成 21 年 3 月）では、公害防止基準を設定しており、これを計画値とする。項目ごとの計画値は表 1.6.4～表 1.6.9 に示すとおりである。

表 1.6.4 排ガスに関する計画値

項目	計画値	法規制値（許容限度）等
ばいじん量	0.01 g/ Nm ³ 以下	0.04 g/ Nm ³ 以下
いおう酸化物	30 ppm 以下	K 値 14.5
塩化水素	50 ppm 以下	700mg/Nm ³ （430 ppm）以下
窒素酸化物	100 ppm 以下	250 ppm 以下

注 1) ばいじん、いおう酸化物、塩化水素及び窒素酸化物の計画値及び法規制値（許容限度）は酸素濃度 12%換算（乾き）。

注 2) 法規制値（許容限度）等の根拠は以下のとおり。

ばいじん：大気汚染防止法施行規則第 4 条別表第 2

いおう酸化物：大気汚染防止法施行規則第 3 条

塩化水素：大気汚染防止法施行規則第 5 条別表第 3

窒素酸化物：大気汚染防止法施行規則第 5 条別表第 3 の 2

表 1.6.5 ダイオキシン類に関する計画値

項目	計画値	法規制値
排出ガス	0.1 ng-TEQ/ Nm³以下	0.1 ng-TEQ/Nm³以下
スラグ等	3 ng-TEQ/g 以下	3 ng-TEQ/g 以下
溶融飛灰	3 ng-TEQ/g 以下	3 ng-TEQ/g 以下
総量	5 μg-TEQ/t-ごみ以下	—

注 1) 法規制値の根拠は以下のとおり。

大気：ダイオキシン類対策特別措置法施行規則別表第 1（60t/日×2 炉の場合）

スラグ等、溶融飛灰：金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和 48 年総理府令第 5 号）

注 2) 総量には規制はなく、計画値は目標値として設定したものの。

表 1.6.6 騒音に関する計画値

時間の区分	計画値（敷地境界）	法規制値
昼間（午前 8 時～午後 6 時）	60dB 以下	—
朝夕（午前 6 時～午前 8 時、 午後 6 時～午後 9 時）	50dB 以下	—
夜間（午後 9 時～午前 6 時）	50dB 以下	—

注 1) 環境基本法に基づく騒音に係る環境基準（C 類型（平成 10 年 9 月 30 日 環境庁告示第 64 号）を参考に設定。

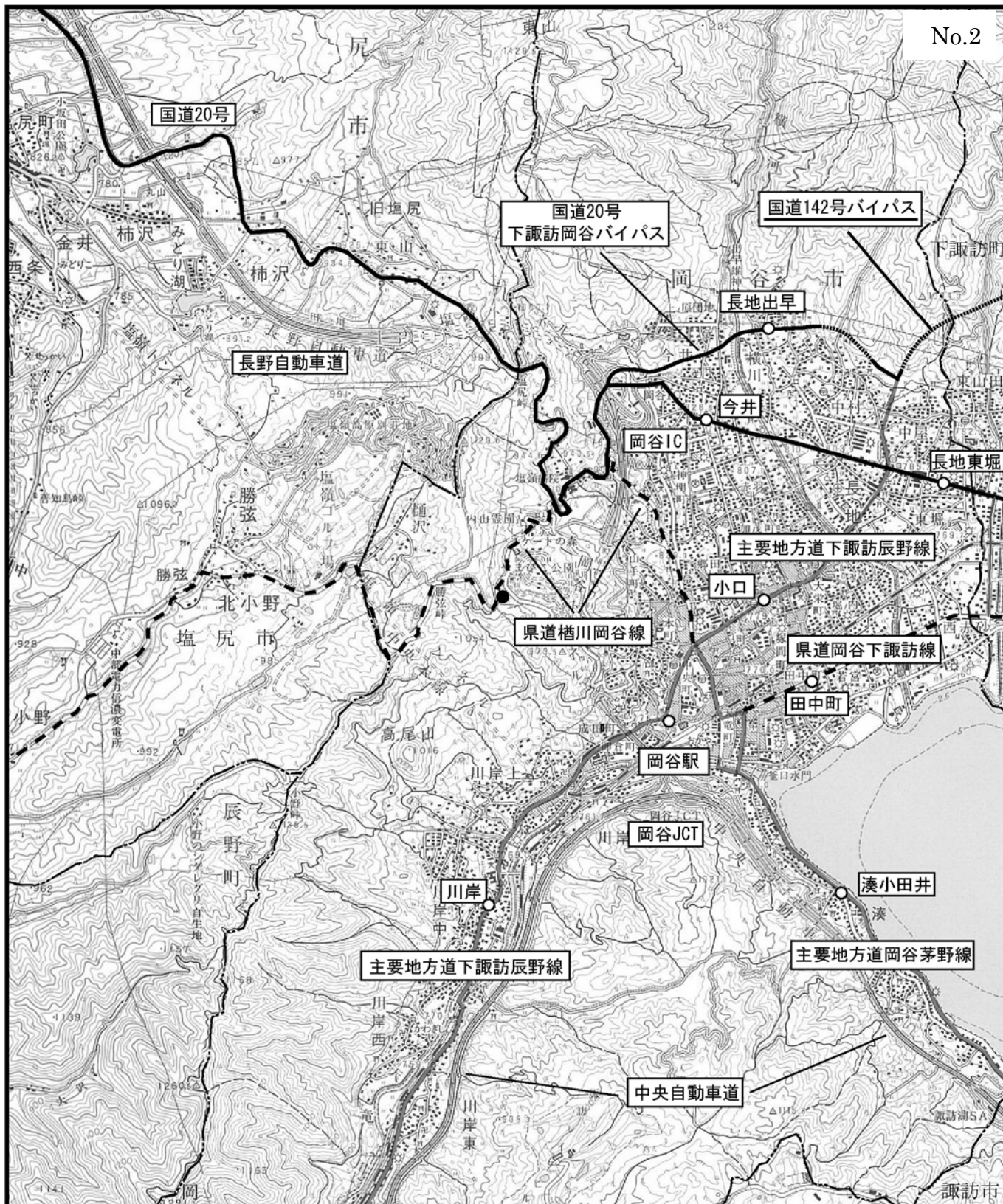
注 2) 事業計画地は騒音に係る環境基準の地域の類型に該当しないため、騒音に係る環境基準は適用されない。

表 1.6.7 振動に関する計画値

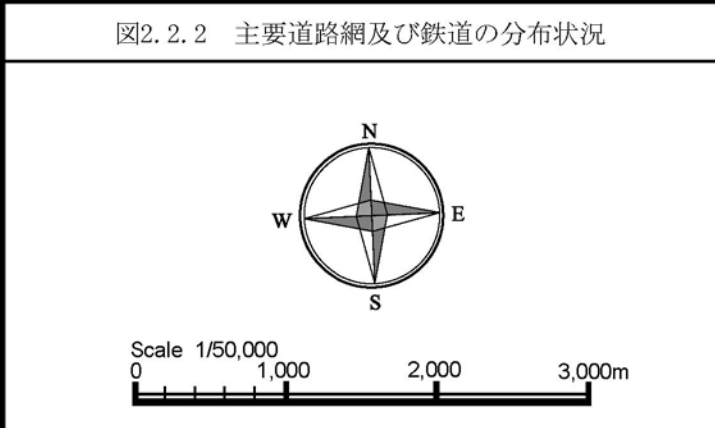
時間の区分	計画値（敷地境界）	法規制値
昼間（午前 7 時～午後 7 時）	65dB 以下	—
夜間（午後 7 時～午前 7 時）	60dB 以下	—

注 1) 振動規制法における特定工場において発生する振動の規制基準（第 1 種区域、特定工場等において発生する振動の規制に関する基準（昭和 52 年県告示 683 号）を参考に設定。

注 2) 事業計画地は振動規制法の区域の区分に該当しないため、特定工場に係る振動の規制は適用されない。



凡 例	
●	対象事業実施区域
—	一般国道
- - -	一般県道
—	主要地方道
—	市町村界
○	交通量観測地点



この地図は、国土交通省国土地理院発行の5万分の1地形図を基に作成した。
 出典：「岡谷市都市計画図」（平成19年4月 岡谷市）

(2) 病院、診療所、社会福祉施設及び図書館の状況

湖周地区、塩尻市及び辰野町における病院、診療所、社会福祉施設及び図書館の状況を表 2.2.9 に示す。また、対象事業実施区域及びその周辺における病院、診療所、社会福祉施設及び図書館の分布状況を表 2.2.10、図 2.2.6 及び図 2.2.7 に示す。

なお、対象事業実施区域周辺のうち、塩尻側には病院、診療所、社会福祉施設及び図書館に該当するものはない。

表 2.2.9 病院、診療所及び図書館

	病院	診療所	社会福祉施設	図書館
岡谷市	4	<u>57</u>	<u>49</u>	1
諏訪市	4	<u>78</u>	41	2
下諏訪町	3	<u>30</u>	29	1
塩尻市	5	<u>82</u>	75	9
辰野町	1	<u>24</u>	27	1

出典：「長野県統合型地理情報システム」

岡谷市資料

表 2.2.10 (1) 対象事業実施区域周辺の病院及び診療所

1	岡谷塩嶺病院	21	中村歯科医院	42	祐愛病院
2	今井内科胃腸科クリニック	22	市立岡谷病院	43	平林医院
3	早出歯科医院	23	笠原歯科医院	44	春山眼科医院
4	小谷内科医院	24	米山医院	45	藤岡歯科医院
5	ホワイト歯科医院	25	小口医院	46	酒井医院
6	諏訪湖畔病院	26	植野歯科医院	47	翠川医院
7	イマムラ脳神経外科クリニック	27	山岡歯科医院	48	宮坂歯科診療所
8	三井歯科医院	28	山田外科医院	49	ジュンデンタルクリニック
9	はつお歯科クリニック	29	山崎医院	50	浜整形・形成外科医院
10	林内科・循環器科クリニック	30	アポロ歯科医院	51	藤森医院
11	林外科医院	31	前川歯科医院	52	ララ歯科医院
12	下島歯科医院	32	小口歯科第二クリニック	53	牛山医院
13	帝国ピストリング(株) 長野工場診療所	33	今井整形外科医院	54	山田歯科医院
		34	サツマ外科医院	55	釜口医院
14	南信堂歯科医院	35	太田歯科医院	56	花岡医院
15	堀江内科医院	36	栗田歯科医院	57	スマイル歯科医院
16	林眼科医院	37	野村ウイメンズクリニック	58	つるみね共立診療所
17	医療法人小野医院	38	笠原歯科医院	59	浦野歯科医院
18	宮内皮膚科クリニック	39	白川産婦人科医院	60	大滝歯科医院
19	なわ歯科医院	40	向山内科医院	61	川岸医院
20	林クリニック	41	たちばな歯科医院		

注) 表中の番号は図 2.2.6 に対応している。

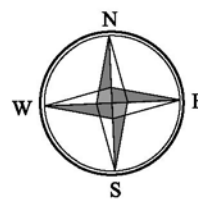
出典：「長野県統合型地理情報システム」



凡例

- 対象事業実施区域
- 病院及び診療所
- 市町村界

図2.2.6 病院及び診療所の分布状況



この地図は、国土交通省国土地理院発行の5万分の1地形図を基に作成した。
 出典：「長野県統合型地理情報システム」

3) ダイオキシン類対策特別措置法

ダイオキシン類対策特別措置法で定める環境基準を表 2.2.19 に、廃棄物焼却炉からの排出基準を表 2.2.20 に示す。

表 2.2.19 ダイオキシン類の大気環境基準

項目	環境基準
ダイオキシン類	年間平均値 0.6pg-TEQ/m ³ 以下

注) 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

出典:ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準について(平成 11 年 12 月 27 日 環境庁告示 68 号)

表 2.2.20 ダイオキシン類の焼却炉からの排出基準

特定施設種類	施設規模	排出基準(ng-TEQ/Nm ³)
		新設廃棄物焼却炉
廃棄物焼却炉	4,000kg/h 未満	0.1
	2,000kg/h 以上	

出典:ダイオキシン類対策特別措置法施行規則別表第 1

4) 一般廃棄物処理施設の維持管理基準上の基準

廃棄物の処理及び清掃に関する法律で定める廃棄物焼却炉の排ガス中の一酸化炭素濃度の維持管理の技術上の基準を、表 2.2.21 に示す。

表 2.2.21 一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準

項目	維持管理基準
一酸化炭素	100ppm 以下 (酸素濃度 12%換算)

出典) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 4 条の 5 第 1 項第 2 号

(7) 土壌

環境基本法に基づく土壌の汚染に係る環境基準及びダイオキシン類対策特別措置法に基づくダイオキシン類に関する環境基準を表 2.2.42 に示す。

表 2.2.42 土壌に係る基準値

項目	環境上の条件	
	検液中濃度	農地における基準
カドミウム	0.01mg/L 以下	産米中濃度 0.4mg/kg 以下
全シアン	検出されないこと。	
有機燐	検出されないこと。	
鉛	0.01mg/L 以下	
六価クロム	0.05mg/L 以下	
砒素	0.01mg/L 以下	土壌中濃度(田に限る。)15mg/kg 未満
総水銀	0.0005mg/L 以下	
アルキル水銀	検出されないこと。	
PCB	検出されないこと。	
銅		土壌中濃度(田に限る。)125mg/kg 未満
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	
1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/L 以下	
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下	
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下	
トリクロロエチレン	0.03mg/L 以下	
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下	
チウラム	0.006mg/L 以下	
シマジン	0.003mg/L 以下	
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下	
ベンゼン	0.01mg/L 以下	
セレン	0.01mg/L 以下	
ふっ素	0.8mg/L 以下	
ほう素	1mg/L 以下	
ダイオキシン類	1,000pg-TEQ/g 以下	
備考		
1 カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち、検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、現状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.01mg/L、0.01mg/L、0.05mg/L、0.01mg/L、0.0005mg/L、0.01mg/L、0.8mg/L 及び 1mg/L を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.03mg/L、0.03mg/L、0.15mg/L、0.03mg/L、0.00015mg/L、0.03mg/L、2.4mg/L 及び 3mg/L とする。		
2 「検液中に検出されないこと」とは定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量下限値を下回ることをいう。		
3 ダイオキシン類(土壌)にあつては、環境基準が達成されている場合であつて、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。		

出典:土壌の汚染に係る環境基準について(平成 3 年 8 月 23 日 環境庁告示第 46 号)

ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準について(平成 11 年 12 月 27 日 環境庁告示第 68 号)

(8) 自然保護等

1) 環境関連法規制状況

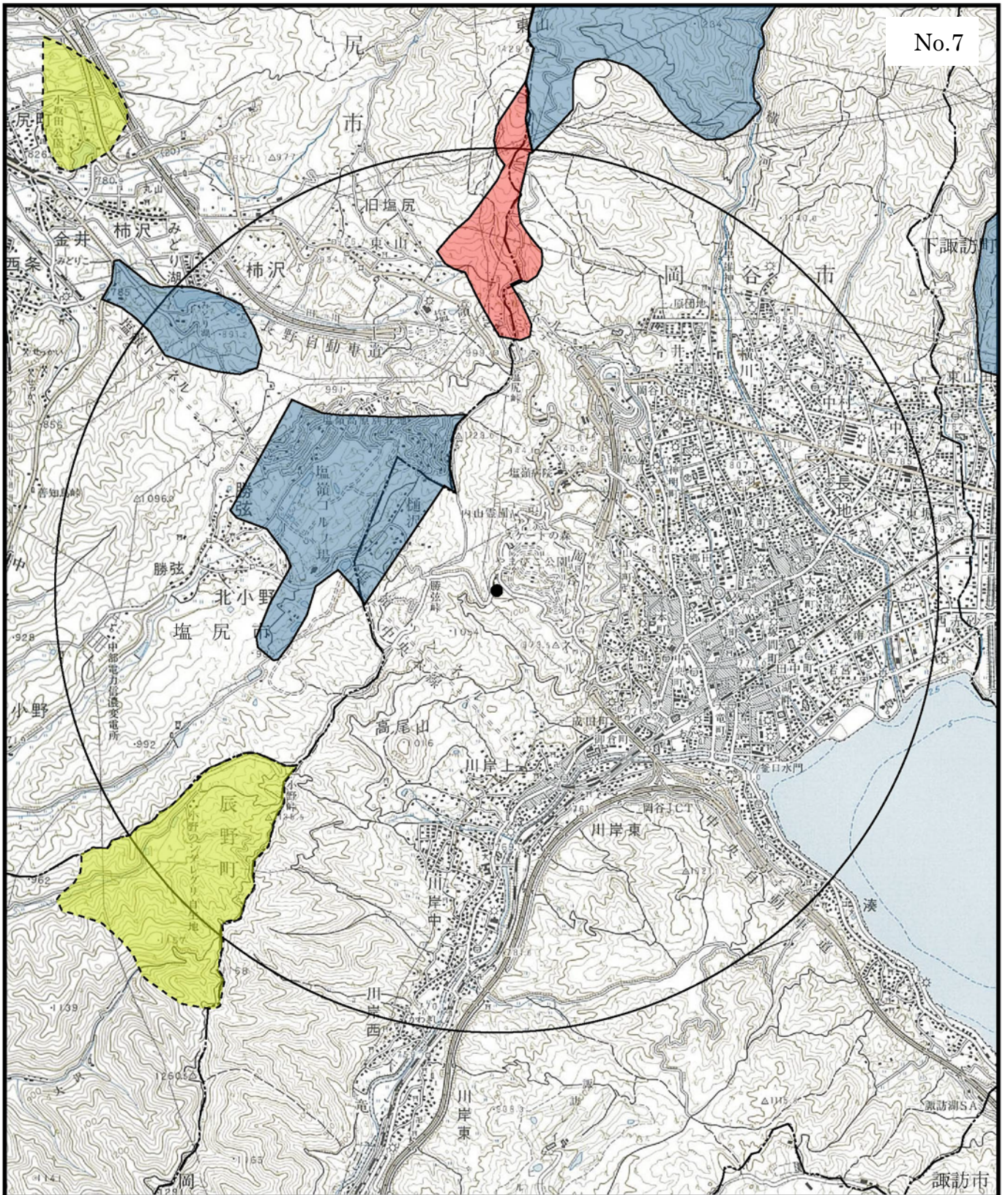
対象事業実施区域及びその周辺における環境関連法令による指定、規制の状況を表 2.2.43 に示す。

表 2.2.43 関係法令による指定・規制の状況

法令等	内容	事業実施区域及びその周辺*	うち事業実施区域
自然環境保全法	原生自然環境保全地域	×	×
	自然環境保全地域	×	×
自然環境保全条例	郷土環境保全地域	×	×
自然公園法	国立・国定公園	○	×
	県立自然公園	○	○
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区	○	×
	特別保護地区	○	×
都市計画法	風致地区	×	×
都市緑地保全法	緑地保全地区	×	×
森林法	保安林	○	×
農業振興地域の整備に関する法律	農業振興地域	○	×
砂防法	砂防指定	×	×
土砂災害防止法	土砂災害特別警戒区域(土石流)	○	×
	土砂災害特別警戒区域(急傾斜地の崩壊)	×	×
土砂災害防止法により長野県が指定	土砂災害警戒区域(土石流)	○	○
	土砂災害警戒区域(急傾斜地の崩壊)	○	×
水環境保全条例	水道水源保全地区	×	×
景観条例	景観育成特定地区	×	×

注 1) 有 : ○ 無 : ×

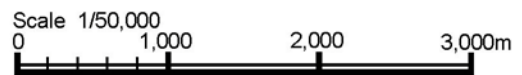
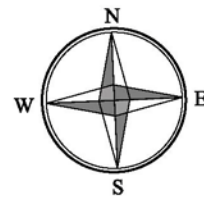
注 2) 事業実施区域及びその周辺とは、対象事業実施区域より半径 4km の範囲。



凡例

- 対象事業実施区域
- 鳥獣保護区
- 特別保護地区
- 特定猟具使用禁止区域（銃猟）
- 市町村界

図2.2.12 鳥獣保護区位置図



この地図は、国土交通省国土地理院発行の5万分の1地形図を基に作成した。
 出典：「長野県鳥獣保護区等位置図」（平成22年度 長野県）

(2) 文化財

対象事業実施区域及びその周辺における指定等文化財は表 2.3.8 に、その分布状況を図 2.3.11 に示す。

「長野県環境影響評価技術指針マニュアル」(平成 19 年 8 月 長野県) に準じて文化財の予備調査の範囲は概ね半径 1km とした。

なお、動植物に係る文化財については、2.3.4 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況に記述した。

表 2.3.8 (1) 対象事業実施区域 1km 以内の指定等文化財の状況

番号	指定等機関	分類	名称
33	—	埋蔵文化財	樋沢松田
34	—	埋蔵文化財	間下権現沢
35	—	埋蔵文化財	大曲
59	—	埋蔵文化財	一ノ沢
66	—	埋蔵文化財	岡屋(おかのや)
67	市指定	史跡	岡屋遺跡(おかのやいせき)

注) 表中の番号は、図 2.3.11 に対応している。

出典:「岡谷市 景観形成基本計画」(平成 21 年 4 月 岡谷市)

表 2.3.8 (3) 指定等文化財の状況

名称		注1 指定 等 機関	注2 種別	名称		注1 指定 等 機関	注2 種別
59	一ノ沢	—	埋蔵	82	高尾城跡	市指	史跡
60	月見ヶ丘	—	埋蔵	83	妙王池	—	埋蔵
61	滝ノ沢	—	埋蔵	84	広畑	—	埋蔵
62	小部沢	—	埋蔵	85	広畑遺跡	市指	史跡
63	高島藩寛文五年宗門御改帳 宗門五人組帳・人別帳	市指	有形	86	中島B	—	埋蔵
64	天王垣外	—	埋蔵	87	五斗畑	—	埋蔵
65	木造薬師如来坐像	市指	有形	88	タラノ木	—	埋蔵
66	岡屋(おかのや)	—	埋蔵	89	マミノオ	—	埋蔵
67	岡屋遺跡(おかのやいせき)	市指	史跡	90	中尾	—	埋蔵
68	大久保 B	—	埋蔵	91	西除入	—	埋蔵
69	大久保	—	埋蔵	92	鬼戸	—	埋蔵
70	育恩堂のシダレザクラ	市指	天然	93	峯堂	—	埋蔵
71	木造拝滝不動尊坐像	市指	有形	94	広畑	—	埋蔵
	木造大日如来坐像(金剛界)	市指	有形	95	西除入	—	埋蔵
	木造大日如来坐像(胎蔵界)	県指	県宝	96	塚の山古墳	—	埋蔵
	厨子入木造千手観音・不動明王・多聞天立像	市指	有形	97	宮の上	—	埋蔵
	木造弘法大師坐像	市指	有形	98	熊野神社境内	—	埋蔵
	木造仁王立像(阿・吽)	市指	有形	99	木造阿弥陀如来坐像	県指	県宝
	五点阿字軸	市指	有形	100	出頭	—	埋蔵
	大日如来軸	市指	有形	101	片倉家住宅主屋	国登	登有
	木造興教大師坐像	市指	有形		片倉家住宅西の蔵	国登	登有
	石造佐羅陀山地蔵菩薩坐像	市指	有形		片倉家住宅文庫蔵	国登	登有
72	若宮古墳	—	埋蔵		片倉家住宅味噌蔵	国登	登有
73	旧林家住宅	国指	重文		片倉家住宅南の蔵	国登	登有
74	横道	—	埋蔵	102	下屋敷	—	埋蔵
75	岡谷丸山	—	埋蔵	103	荒神塚古墳	—	埋蔵
76	海戸	—	埋蔵	104	中央印刷株式会社 社屋	国登	登有
77	下浜	—	埋蔵	105	経塚	—	埋蔵
78	花岡城址	—	埋蔵	106	洩矢	—	埋蔵
79	花岡公園の石灯籠	市指	有形	107	橋原	—	埋蔵
80	城日向	—	埋蔵	108	志平	—	埋蔵
81	高尾城跡	市指	史跡	109	栃久保	—	埋蔵

注 1) 指定等機関: 国指: 国指定、国登: 国登録、県指: 県指定、市指: 市指定

注 2) 種別: 重文: 重要文化財、登有: 登録有形文化財、有形: 有形文化財、天然: 天然記念物、埋蔵: 埋蔵文化財包蔵地

注 3) 網掛け部分は対象事業実施区域 1km 以内に存在する文化財

注 4) 表中の番号は、図 2.3.11 に対応している。

出典: 「岡谷市 景観形成基本計画」(平成 21 年 4 月 岡谷市)

5) 有害大気汚染物質

平成 22 年度の岡谷局における有害大気汚染物質の測定結果を表 2.3.14 に、平成 18 年度～平成 22 年度の年平均値の経年変化を図 2.3.19 に示す。

平成 22 年度は環境基準を達成している。

表 2.3.14 有害大気汚染物質の測定結果（平成 22 年度）

	年平均値(mg/m ³)	環境基準
ベンゼン	0.0011	0.003
トリクロロエチレン	0.0038	0.2
テトラクロロエチレン	0.00027	0.2
ジクロロメタン	0.012	0.15

出典：「平成 22 年度水質、大気及び化学物質測定結果」（平成 23 年 6 月 長野県）

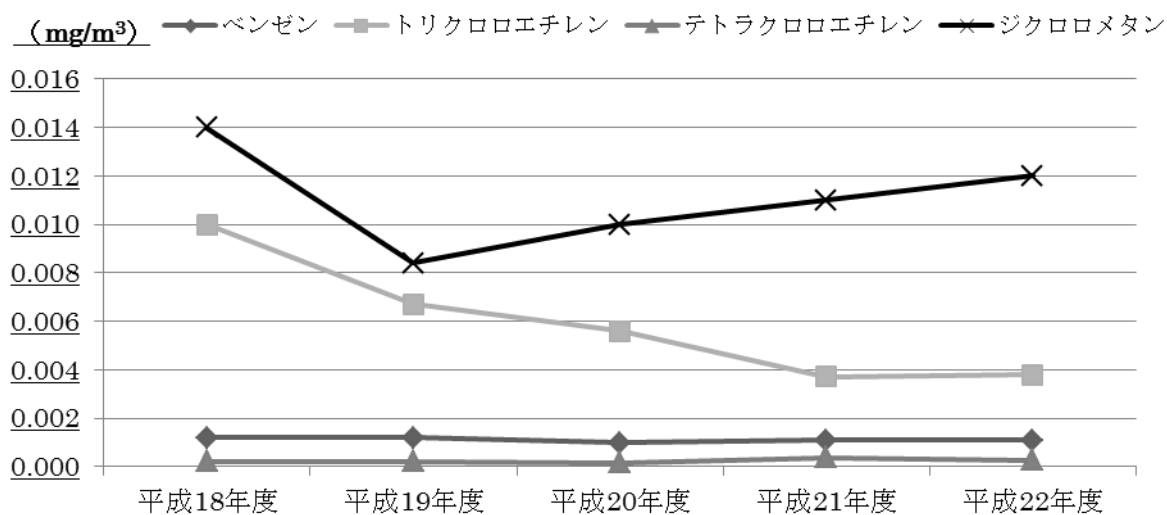


図 2.3.19 有害大気汚染物質の経年変化

出典：「平成 21 年度大気汚染等測定結果」（平成 23 年 2 月 長野県）

：「平成 22 年度水質、大気及び化学物質測定結果」（平成 23 年 6 月 長野県）

6) ダイオキシン類

岡谷局及び岡谷 IC 局ではダイオキシン類の測定は実施していない。参考までに、隣接する諏訪市の一般環境大気測定局（諏訪局）におけるダイオキシン類の測定結果を表 2.3.15 に示す。

表 2.3.15 ダイオキシン類の測定結果（平成 20 年度）

		(pg-TEQ/m ³)			
測定局	測定月	4 月	8 月	10 月	2 月
諏訪	測定値	0.025	0.011	0.024	0.012
	<u>平均値</u>	<u>0.018</u>			
環境基準	<u>年平均値</u>	<u>0.6</u>			

出典：「平成 20 年度水質、大気及び化学物質測定結果」（平成 21 年 6 月 長野県）

3.1.2 選定の理由

環境影響評価の項目の選定理由は、表 3.1.2～表 3.1.35 に示すとおりである。

(1)大気質

大気質に係る環境基準項目のうち、以下については、環境要素から除外した。

- ・二酸化いおう 工事中は大量の化石燃料を使用せず、ほとんど発生しないと考えられるため、環境要素から除外した。
- ・一酸化炭素及びベンゼン 著しい自動車交通量の増加は起こらず、影響はほとんどないと考えられるため、環境要素から除外した。
- ・トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタン 事業で使用せず、発生もしないため、環境要素から除外した。

表 3.1.2 大気質（工事による影響）

影響要因	環境要素	選定項目の分類、選定根拠等	
運搬 (機材・資材・廃材等)	環境基準項目(二酸化窒素、浮遊粒子状物質)	○	工事関係車両の走行に伴う排ガス及び未舗装路走行に伴う砂塵等の巻き上げにより、大気質への影響が考えられる。
	粉じん(降下ばいじん)	△	
自動車交通の発生 (ごみ処理の委託)	環境基準項目(二酸化窒素、浮遊粒子状物質)	○	ごみ収集車両等の走行に伴う排ガスにより、大気質への影響が考えられる。 車両の走行は舗装路面に限られることから、粉塵等の巻き上げはほとんどないと考えられる。
	粉じん(降下ばいじん)	—	
樹木の伐採	—	—	大気質への影響はない。
土地造成 (切土・盛土)	環境基準項目(二酸化窒素、浮遊粒子状物質)	○	建設機械の稼動に伴う排ガス及び場内の砂塵等の巻き上げにより、大気質への影響が考えられる。
	粉じん(降下ばいじん)	△	
掘削	環境基準項目(二酸化窒素、浮遊粒子状物質)	○	
	粉じん(降下ばいじん)	△	
舗装工事・ コンクリート工事	環境基準項目(二酸化窒素、浮遊粒子状物質)	○	
	粉じん(降下ばいじん)	△	
建築物・工作物等の撤去・廃棄	環境基準項目(二酸化窒素、浮遊粒子状物質)	○	
	環境基準項目(ダイオキシン類)	△	
	粉じん(降下ばいじん、石綿)	△	
建築物の工事	環境基準項目(二酸化窒素、浮遊粒子状物質)	○	
	粉じん(降下ばいじん)	△	
廃材・残土等の発生・処理	環境基準項目(ダイオキシン類)	△	
	粉じん(石綿)	△	
取水・揚水・排水・水使用	—	—	大気質への影響はない。

注) ◎：重点化項目（調査、予測及び評価を詳細に行う項目）、○：標準項目（調査、予測及び評価を標準的に行う項目）

△：簡略化項目（調査、予測及び評価を簡略化して行う項目）、—：非選定項目（調査、予測及び評価を行わない項目）

2) 予測方法及び予測対象時期

予測方法及び予測対象時期等を表 3.2.3 に示す。

表 3.2.3(1) 大気質の予測方法及び予測対象時期等

影響要因	予測項目	予測方法	予測対象時期	予測地域又は予測地点
運搬 (機材・資材・廃材等)	二酸化窒素 浮遊粒子状物質	大気の拡散式(プルーム・パフ式)に基づく理論計算により年平均値、1時間値について予測する。	工事関係車両の走行台数が最大となる時期	道路周辺大気の現地調査地点
	粉じん	工事計画に基づき定性的に予測する。		工事関係車両が集中する道路沿道
自動車交通の発生 (ごみ処理の委託)	二酸化窒素 浮遊粒子状物質	大気の拡散式(プルーム・パフ式)に基づく理論計算により年平均値、1時間値について予測する。	ごみ収集車の走行台数が定常の状態に達した時期	道路周辺大気の現地調査地点
土地造成(切土・盛土) 掘削 舗装工事・コンクリート工事 建築物・工作物等の撤去・廃棄 建築物の工事	二酸化窒素 浮遊粒子状物質	大気の拡散式(プルーム・パフ式)に基づく理論計算により年平均値、1時間値について予測する。	建設機械の稼働による影響が最大となる時期	対象事業実施区域から約200mの範囲
	粉じん	粉じんが飛散する可能性のある気象条件の年間出現頻度から定性的に予測する。	建設機械の稼働及び解体による影響が最大となる時期	
建築物・工作物等の撤去・廃棄 廃材・残土等の発生、処理	ダイオキシン類 石綿	飛散防止対策及びその管理・監視体制を確認することで定性的に予測する。	飛散のおそれのある時期	対象事業区域境界
自動車交通の発生	二酸化窒素 浮遊粒子状物質	大気の拡散式(プルーム・パフ式)に基づく理論計算により年平均値、1時間値について予測する。	施設の稼働が通常の状態に達した時期	道路周辺大気の現地調査地点
焼却施設の稼働	二酸化いおう 二酸化窒素 浮遊粒子状物質 ダイオキシン類	【年平均値】 ・風系推計モデル(三次元マスコンモデル)により風の状況をモデル化した上で大気拡散モデル(移流パフモデル)により予測する。	施設の稼働が通常の状態に達した時期	対象事業実施区域から半径4kmの範囲
	二酸化いおう 二酸化窒素 浮遊粒子状物質 塩化水素	【1時間値】 <u>以下の手法を基本とし、風系推計モデルにおける1時間値も参照して予測する。</u> ・大気安定度不安定時 プルーム・パフ式により予測する。 ・上層逆転時 多重反射を考慮したプルーム・パフ式による。 ・接地逆転層崩壊時 カーペンターらのモデルにより予測する。 ・ダウンウォッシュ時 プルーム・パフ式により予測する。		

表 3.2.3(2) 大気質の予測方法及び予測対象時期等

影響要因	予測項目	予測方法	予測対象時期	予測地域又は予測地点
焼却施設の稼働	微小粒子状物質	<u>・微小粒子状物質については、調査事例等を基に、簡易的に予測する。</u>	施設の稼働が通常の状態に達した時期	対象事業実施区域から半径4kmの範囲
	カドミウム及びその化合物 鉛及びその化合物 水銀	類似施設における測定結果による発生源データを基に、定性的に予測する。		

3) 予測地域及び予測地点

予測地域は調査地域に準じ、焼却施設の稼働による大気質の予測地域は対象事業実施区域から半径4kmの範囲とするが、予測の結果、この範囲を超えて大きな影響があるようであれば、人家の分布等を踏まえた上で、範囲を広げて予測を行う。

建設機械の稼働に伴う排ガス（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）の影響と強風に伴う砂塵等の巻上げ（粉じん）については、発生源の高さが低く、対象事業実施区域が谷部に位置することを考慮すると、影響は対象事業実施区域周辺（鳥居平やまびこ公園を含む）に限られると考えられる。このことから、建設機械の稼働に伴う排ガス及び強風に伴う砂塵等の巻上げの予測範囲は、対象事業実施区域から概ね200mの範囲とする。

予測地点は、工事関係車両及びごみ収集車両等の走行に伴う排ガス（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）については道路周辺大気の現地調査地点、その他の予測項目については予測地域と同じとする。

(3) 評価

1) 評価の内容

評価の内容は、予測の内容に準じる。

2) 評価の方法

ア) 環境に対する影響緩和の観点

大気質に係る環境影響が実行可能な範囲で回避又は低減されているかを評価する。

イ) 環境保全のための目標等との整合の観点

大気の汚染に係る環境基準及び目標環境濃度を満足することを前提とし、現状の大気質を悪化させないことを環境保全目標とし、その目標との整合が図られているか否かにより評価する。

3.2.4 低周波音

(1)調査

1)調査の内容と調査目的

低周波音の現況を把握することにより、存在・供用時の影響予測における現況の低周波音圧レベル設定のための基礎資料とする。

ア) 低周波音の状況

G特性音圧レベル (L_{Geq})

1/3 オクターブバンド別平坦特性音圧レベル (L_{eq})

2)調査の方法及び調査期間

低周波音の調査方法及び調査期間等を表 3.2.8 に示す。

なお、低周波音（固定発生源）の調査については、対象事業実施区域に隣接する鳥居平やまびこ公園が休園となる 11 月中旬から 4 月中旬の時期には行わない。

表 3.2.8 低周波音の調査方法及び調査期間等

調査項目	調査方法	調査期間・頻度	調査地点
低周波音	低周波音の測定方法に関するマニュアルに準じる方法(平成 12 年環境庁)	現施設稼動時 1 回 (冬季以外) 現施設停止時 1 回 (冬季以外) 24 時間測定	対象事業実施区域 1 地点 (図 3.2.4 参照)

3)調査地域及び調査地点

低周波音の調査地点を図 3.2.4（前出）に示す。

低周波音の調査地域は、施設の稼動に伴う低周波音の影響を受けるおそれがあると考えられる地域として、対象事業実施区域及び周囲 200m の範囲とした。調査地点は、このうち対象事業実施区域周辺を代表する地点に設定した。

(2)予測

1)予測の内容

新施設の供用時には、焼却施設の稼動に伴う低周波音の発生が考えられるため、影響の予測を行う。

2)予測方法及び予測対象時期

予測方法及び予測対象時期等を表 3.2.9 に示す。

表 3.2.9 低周波音の予測方法及び予測対象時期等

影響要因	予測項目	予測方法	予測対象時期	予測地域又は予測地点
焼却施設の稼動	低周波音	類似施設、設備における測定結果による発生源データを基に、定性的に予測する。	施設の稼動が通常の状態に達した時期	対象事業実施区域境界及び境界から約200mの範囲

3)予測地域及び予測地点

予測地域は調査地域に準じるが、焼却施設の稼動に伴う低周波音は、対象事業実施区域が谷部に位置することから、影響は対象事業実施区域周辺（鳥居平やまびこ公園を含む）に限られると考えられる。このことから、低周波音の予測範囲は、対象事業実施区域から概ね200mの範囲とする。

(3)評価

1)評価の内容

評価の内容は、予測の内容に準じる。

暗騒音と比較しながら、現状に合った評価を行う。

2)評価の方法

ア) 環境に対する影響緩和の観点

低周波音に係る環境影響が実行可能な範囲で回避又は低減されているかを評価する。

イ) 環境保全のための目標等との整合の観点

低周波音については、現状の低周波音圧レベルを大きく悪化させないことを環境保全目標とし、その目標との整合が図られているか否かにより評価する。

(2)予測

1)予測の内容

新施設の供用時には、焼却施設からの排ガスに起因する悪臭の発生と、施設からの漏洩に起因する悪臭の発生が考えられる。

このため、これらの項目について悪臭の影響の予測を行う。

2)予測方法及び予測対象時期

予測方法及び予測対象時期等を表 3.2.11 に示す。

表 3.2.11 悪臭の予測方法及び予測対象時期等

影響要因	予測項目	予測方法	予測対象時期	予測地域又は予測地点
焼却施設の稼働	臭気指数	焼却施設からの排ガスに起因する悪臭は、大気の拡散式に基づき予測する。	施設の稼働が通常の状態に達した時期	最大着地濃度地点
	臭気指数 特定悪臭物質	施設からの漏洩に起因する悪臭は、類似事例により定性的に予測する。		敷地境界

3)予測地域及び予測地点

予測地域は調査地域に準じるが、焼却施設からの排ガスに起因する悪臭については排ガスの最大着地濃度地点を、施設からの漏洩に起因する悪臭は敷地境界を予測地点とする。

(3)評価

1)評価の内容

評価の内容は、予測の内容に準じる。

2)評価の方法

ア) 環境に対する影響緩和の観点

悪臭に係る環境影響が実行可能な範囲で回避又は低減されているかを評価する。

イ) 環境保全のための目標等との整合の観点

悪臭防止法に基づく規制基準を満足することを前提とし、現状の悪臭の状態を悪化させないことを環境保全目標として、その目標との整合が図られているか否かにより評価する。

2)評価の方法

ア) 環境に対する影響緩和の観点

土壌に係る環境影響が実行可能な範囲で回避又は低減されているかを評価する。

イ) 環境保全のための目標等との整合の観点

土壌の汚染に係る環境基準を満足することを前提とし、現状を大きく悪化させないことを環境保全目標とし、その目標との整合が図られているか否かにより評価する。

3.2.13 触れ合い活動の場

(1)調査

1)調査の内容と調査目的

対象事業実施区域は、鳥居平やまびこ公園に隣接している。鳥居平やまびこ公園は、自然観察やレクリエーション、スポーツ、景色等の鑑賞・展望等の多様な機能を持つ都市公園であり、触れ合い活動の場として利用されている。

このため、対象事業実施区周辺の触れ合い活動の場の現況を把握することにより、影響の予測・評価のための基礎資料とする。

ア) 分布

触れ合い活動の場の分布

イ) 主要な触れ合い活動の場

利用状況

資源状況、周辺環境の状況

アクセスの状況

ウ) 騒音、振動、低周波音

騒音、振動、低周波音の状況

エ) 交通の状況

交通量、駐車場利用の状況

渋滞の状況

2)調査の方法及び調査期間

触れ合い活動の場の調査方法及び調査期間等を表 3.2.25 に示す。

表 3.2.25 触れ合い活動の場の調査方法及び調査期間等

調査項目	調査方法	調査期間・頻度	調査地点
触れ合い活動の場の分布	現地踏査	4回(春季、夏季、秋季、冬季)	対象事業実施区域 周辺 1km の範囲 (図 3.2.14 参照)
主要な触れ合い活動の場	施設管理者や利用者からの聞き取りによる		
騒音、振動、低周波音の状況	現地測定 (3.2.2 騒音、 3.2.3 振動、 3.2.4 低周波音の調査結果を用いる)	現施設稼働時 1 回 (冬季以外) 現施設停止時 1 回 (冬季以外) 24 時間測定	対象事業実施区域 周辺 1 地点 (図 3.2.4 参照)
交通の状況	現地調査による (3.2.2 騒音の交通量調査)	公園繁忙期の土曜日 3 回 (春季、夏季、秋季) 開園時間及びその前後 1 時間	対象事業実施区域 周辺 (図 3.2.15 参照)

3)調査地域及び調査地点

触れ合い活動の場の調査地点を図 3.2.14 及び図 3.2.15 に示す。

触れ合い活動の場の調査地域は、**対象事業実施区域周辺 1km** の区域とした。